

第十九回国会 衆議院 通商産業委員会 議録第三十二号

昭和二十九年四月七日(水曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 大西 順夫君
委員 小西 久雄君 理事 山手 新八君
理事 幸八君 理事 山手 満男君
理事 永井勝次郎君 理事 加藤 鏡造君
小川 平二君 小金 義昭君
始関 伊平君 田中 龍夫君
土倉 宗明君 長谷川四郎君
加藤 清二君 齋木 重一君
帆足 計君 中崎 敏君
出席政府委員
通商産業 古池 信三君
政務次官 岩武 照彦君
通商産業事務官 徳永 久次君
通商産業事務官 吉岡千代三君
(通商産業局長) 川上 為治君
通商産業事務官(鉱山局長) 委員外の出席者
専門員 谷崎 明君
専門員 越田 清七君

の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)
石油資源探査促進臨時措置法案(内閣提出第九九号)

○大西委員長 これより会議を開きます。
まず小委員会の参考人招致の件についてお諮りいたします。次回の木材利用に関する小委員会において日米石油株式会社社長、日本石油スレート協議会会長以上二名を参考人として意見を聴取したいとの小委員長よりの申出がありますので、これを許可するに御異議ございませんか。

○大西委員長 それではさよう決定いたします。
○大西委員長 次は日本製鉄株式会社法改正の一部を改正する法律案を議題といたします。本案について御質疑はございませんか。――長谷川四郎君。

○長谷川(四)委員 日本製鉄株式会社法改正の一部を改正する法律案の提案理由によりますと、この法律を廃止し、また新しく法律をつくるという点につきましてもは相当の期間とまた多額の費用が必要であるという点の考案方もあるのをごさいます。それがために延期してもらいたいとの要望だとな点からいって、この法案そのものに對しては、特にこの種のもののだけに特別な法律を設けてそうして待遇をしているという事は、私たちは納得することができないのであります。けれども今申し上げたように、これを修正し、また新しく法律をつくるという場合には、相当な費用がかかるので、そのかかる一定の期間だけはやむを得ない法律ではないかというふうに私は考えますので、この法律をその期間のみに限つて、次の機会には新しい法律をもつて平等なる取扱いをするようにしたい、こういうふうに考えるのであります。以上申し上げたような点によりまして、万やむを得ない処置として私はこれに賛意を表する次第でございます。

○大西委員長 ほかに御質疑はございませんか。――他に御質疑がなければ本案に対する質疑は終局いたしました。引續いて討論を省略して本案を採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○大西委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○大西委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○大西委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○大西委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○大西委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○大西委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○大西委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○大西委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○大西委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

法案を一括して議題といたします。質疑の通告がありますのでこれを許します。長谷川四郎君。

○長谷川(四)委員 天然ガスを先に何と、天然ガスを石油と同様に取扱うのだと思うのですが、これに對して指定するような地区だとかあるいはその他において、石油と同様に二分の一なら二分の一を補助するとか、こういうようなことはどうなつてゐるか、その点について伺ひたいと思ひます。

○川上政府委員 天然ガスにつきましては、今度のこの石油資源探査促進臨時措置法によりましては、別に対象に考へておりません。これは石油だけを考へておりまして、天然ガスにつきましては、今申し上げましたように、この法律の対象には考へておりませんけれども、助成金としましては、従来も天然ガスの開発に對しましては相当の金額を出してありますので、今後におきましても、石油と同じように、天然ガスに對しても助成金を出したいというふうに考へております。助成金の割合につきましては、従来所要経費の大体半分程度というふうに考へてやつて参りましたが、今後におきましても大体さうに考へております。

○長谷川(四)委員 所要経費の二分の一といふと、その項目はどういう面から支出されておるのか。また天然ガスの新しく探査し採掘する件数を、局長はどのくらいの程度に考へておるか、金額をどの程度までに見積つておるか、こういう点について御説明をお願いします。

○川上政府委員 従来におきまして、助成金は石油と天然ガス関係は一本になつておりました。今年においても一億三千万円というのがきまりましたが、その中で天然ガスに對しましては、大体従来の経験からいたしまして一割程度出るのじやないかと考へております。

○長谷川(四)委員 そういたしますと、本年度の予算の石油に對する一億三千万円のうちの大体一割くらいがこれに充當されるであらう、こういうふうな考へでございませう。そこで先日米聯合燃料としてのいろいろな質疑も行われ、この委員会といたしましては、当面はかくしなければならぬ、恒久的な考へ方はかく進まなければならぬといふことがはつきりと打出されたわけにございまして、この天然ガスの問題もこれに對する大きな関連もあり、またこれを重要視しなければならぬのではないかと私は思ふのでございまして。私は当面の問題として石油よりもつと重点を置くべき点が多々あるのではないかと、私は先日米千葉県方面を視察いたしました。千葉県の茂原を中心とした天然ガスが、ただいたずらに捨ててあるという面がたゞさんあります。たとえは沃素なら沃素をとるのに、天然ガスも一緒にとりたいたけれども、パイプを引く費用がかかるために、天然ガスはその

本日の會議に付した事件
参考人招致に関する件
日本製鉄株式会社法改正の一部を改正する法律案(内閣提出第一二七号)
地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、裁縫製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、承認第二号)
石油及び可燃性天然ガス資源開発法

○長谷川(四)委員 現在千葉県から出

ているヨード、これが御承知のように大体四十トン以上出ております。しかし船を一艘つくるには幾らくらいの融資をするか。これは船と違ひでしようけれども、国策というところに立てば大して違ひないのでありまして、わずか二億円の金を政府が貸してくれることができれば、私は三箇年を待たずしてヨード百トンは完全に廻らしてみせる、出させてみせる。百トンのヨードが出ますと同時に、申し上げたようなブロームの一貫作業もできる。天然ガスをむだにしないでこれは全部使つて、たとえばこういうことになつて来る。今一つの会社があるが、天然ガスは全部捨てている。しかしその汚素をつくるのは熱がある。その熱を持つて来るパイプをつくる金がないが、捨てているガスをそのまま持つて来てこれを熱源とすればこの費用が莫大に安くなつて来るわけです。ですからこういうような点とともにブロームを今捨てているが、私は二億円の金を政府があつせんしてくるならば、年間百五十トンのヨードを廻らしてみせる確信を持っております。ヨード一トンのが幾らしているかといえは御承知のように今百八十万円でございます。こういうような点から考へて、南米チリがほとんどヨードが出ており、ましてつり世界に誇るところの南米チリが今では悲鳴を上げて、日本に売場というか、輸出先を何とか二人で打合せをしようじやないか。価格という点に對しても、何とか打合せをしてお互に行こうじやないかとまで申し込んで来ている。百五十トンのヨードが出るということになれば、日本以外に

ヨード国と言える国は一つもありません。現在でも私は日本の右に出る国はないのじやないかという確信を持つております。わずか二億の金を政府があつせんしてくるというならば、鉾山局長を向うにまわしても私が絶対責任を持つて出させます。鉾山局長は私の申し上げたような点について深く考えたことがあるかどうかをまず承つてみなければならぬと思うのであります。

○川上政府委員

今おつしやいました

点につきましては、具体的な問題と思ふのであります。私の方としましては、先ほども申し上げましたように、やはり天然ガスにつきましては燃料としましてもあるいはまた化学製品の原料としましてもきつめて重要なものと考へます。ただ問題は工場の立地条件、そういうのが相当問題ではないか。それからまたその工場の関係と開発する場所との関係、これはいろいろ問題があると思ふのであります。具体的な問題として、たとえば千葉県方面におきまして具体的なそういうような問題がありますれば、私の方としては十分御相談をし、何とかしてものにしようと思つて行きたいというように考へております。先ほども申し上げましたように、二十八年度におきましても約一億五千万円程度の開採資金を、実は天然ガスの開発のために要求しております。具体的な問題が出来ますれば十分その点は御相談して、なるべくその考へに沿うように持つて行きたいと考へております。

○長谷川(四)委員

どうも局長さんは

私は御多忙だから御無理もないと思ふ。千葉県の茂原を中心とするところのヨードはあなたはまだ見ておられないのでしよう。だからこれはあなたに申し上げても話になりません。大体百トンの出るとしたら幾ら出ます。金額としては十八億です。あなたが局長として御視察をなさつておられないというところにあなたの答弁のあいまいさがあると思ふ。ですから私があなたを一度御案内を申し上げますから、ひとつ御視察ください。

そこでそれはその程度にしておきまして、石油の方でございしますが、新聞によりまして、石油事情の好転というところで、統制色彩を排除するといふことでございします。これはあなたの方の発表だそうでございします。石油事情が好転しておるといふ理由がどこにあるのでしようか。それほどの御自信がなければならぬとつ明らかなにしていただかなければなりません。

○川上政府委員

その新聞は実は一昨

日の日本経済新聞のようですが、私もその新聞を見まして実はびっくりしまして、通産省がそういうふうにお考へておると載つておりますが、私はそういうことを発表したことありません。またおそろくそういうことを言つた者もないと思ふのです。新聞でそういうふうな書いたのじやないかと思ひますけれども、私の方としましては、昨日も申し上げましたように、ガソリンとか、燈油とか、軽油とか、そういうものにつきましては、まああかつのところで何とか行けるのじやないかと考へておるのであります。重油につきましては、自然のまま放置します場合におきまして

は、少くとも年間六百二、三十万キロリッターぐらひはどうしてもいるだろうと考へます。これが今年の外貨予算におきましては、五百三十七万キロリッターに該当するものが割当てられることになりましたので、どうしてもある程度の強力な行政指導をしなければならぬ行かないといふことは、昨日も申し上げました通りでございまして、私の方としましては法的な統制を今は考へておりませんけれども、やはり行政指導による何らかの調整措置を講じなければならぬといふことは私ははつきりして、またその考へ方は全然かわつておりません。その新聞はこれは非常に間違つておるのじやないかと考へております。

○長谷川(四)委員

現在の日本の石油

問題に對して、これが非常に好転しておるとなると當局がまさか言はずはありますまい。私もさうと心得ますから、了承いたします。そこで御聞きたいのは、あなたの方で調べているところの、つまり原油を持つて来まして抽出するところのパーセンテージをもう一度言つてみて下さい。どうも私は納得の行かない面がある。あなたの方のパーセンテージがどのくらいなパーセントであるか、もう一度はつきり言つていただいて私は疑問を晴らしたいと思つてございします。

○川上政府委員

大体の数字は私も知

つておるのですが、ここにそのまゝの

ところのガソリンのパーセントは非常に少いように私は考へてゐる。要は、その重要性をどこに置くかということになるのだと思ふのです。たとえば重油なら重油というものに重点を置いてあなたの方で抽出方法を考へている点もあるが、たとえばガソリンならガソリンというものに重点を置いてやつてゐるのか、それとも潤滑油なら潤滑油に重点を置いてゐるのか、原油を持つて来て、製品に重点を置いてゐるのかといふことでございします。それがお聞きしたいのです。通産省といはしましては何に重点を置いて原油を輸入しているかといふことをお聞きいたします。

○川上政府委員

先ほどの数字を実は

係の者が持つて来ておりましたのでそれを申し上げますが、これはやはり原油の種類あるいはその仕入れ地の状況等によりまして、若干パーセンテージはかわつて参りますが、大体揮発油につきましては全体の二八・八%、それから燈油が五・三%、軽油が八・四%、重油が四一・三%、その他が五%ないし七%それから自家燃料としまして四%ないし五%、減耗分が二%ないし四%というふうに一応見ておりますが、この数字につきましては、先ほど申し上げましたように、やはり仕入れ地の問題でありますとか、あるいはその原油の種類の問題でありますとか、そういうようなことによりましてある程度かわつて参りますので、必ずしもその率でいつまでもやるというふうには考へておりませんので、その外貨の需当の季節、その時期別によりまして若干の違いが生ずると考へております。それから何に重点を置いてゐる

かという問題であります。私の方としましては、別に何に重点を置くという事は考えていないのであります。これは技術的に相当検討した結果が今申し上げましたような大体の平均のパーセンテージになっておりますが、重油の需要が非常に大きいので、やはり重油あるいは潤滑油という方面に重点を置いてやるべきじやないかというふうに考えております。

○長谷川(四)委員 あなたとの関係ではないけれども、製油会社がこれに對して、たとえばガソリンの一つの例をとりました。彼らの抽出しておるのはこれよりもはるかに上でございます。五%上をガソリンについてとつて行くという事になると、年間に三十億の脱税をしておることになります。このようなことはあなたには関係のないこととありますけれども、こういうようなパーセントによつていたずらに税金がかけてあるという事になると、三十億円という莫大なものを彼ら十何社だけがふところに入れておられることになるわけでございます。われわれは彼ら十何社のいけにえになつてそれだけのものを払つておられるという事になるわけでは、これはあなたの関係ではないから別として、あなたは重油というようなものにも重点を置かなければならぬと言われるが、これは明らかに事実だと私は思う。しかし重油に重点を置いて行くということになると、これは国内に原油を持つて来た上においては非常に不利ではないだろうか、こういうふうに考えます。というのは、計算からいいますと、原油で持つて来て、たとえば潤滑油に重点を置いたということになる

と、パーセントは三〇〇ということになる。またガソリンに重点を置いたという事になると一四〇になる。あるいは燈油に置いたときには一〇〇になる。重油に置いたという事になるとたの六〇になるという数字が出るのであつて、そこで私の先日来申し上げておることは、どうしても重油というやうなものが必要であるという必要性に今迫られておるという上から見て、輸入外貨を区別しないで一本化して、輸入する、製品ばかりではないから原油も持つて来なければならぬけれども、それをアジャストするためにも、どうしても外貨を一本化する必要があるんじやないか、一本化するべきである、こういうふうには私は考えておるの

でございますが、次官はこういうやうな点について何かお考えになつたこととございませうか。それとも何か省議でもつて、どうも國際的に云々だから、どうしても原油を持つて来てアメリカへもこびを売らうというやうな考へ方もあつたのかいなや、ひとつ承つてみたいと思つてございします。

○古池政府委員 外貨の使用にあたりましては、その面からのみ考えれば、できるだけ単価の安いものを入れるという事が外貨の節約の上においては有利であらうと思ひます。従つてその面から言へば、原油で入れて、これを内地で精製するということが有利でありますけれども、しかしまた一面、重油そのものとして輸入することが価格その他の面から有利であることも考えられる場合があると思ひます。従つてこれはやはりそれらの重油なりあるいはガソリンその他の油とのバランスを

とつて適當に輸入するということが一番よいのではないかと思つております。

外貨の一本化ということをお話になりましたけれども、これは一応われわれとしましては、国内の需要に見合ひましてどういふ油をどのくらゐ入れたらよからうかというところから計画をして参りますので、結局一本化したというわけでも、またその内訳の計画が異なるわけでありまして、現在のやり方と比しましてそれはどうかつたことにはなるまいかと思つております。しかしお話の点は十分今後検討してみたいと存じます。

○長谷川(四)委員 こういうふうな原油というやうなものをたくさん持つて来なければならぬ、去年よりも増加率を二七%よけい持つて来るんだという事を先にきめることがいいか悪いという問題でございします。ですから政府の腹芸において自然に競争化されて、なるべく安い品物を持つて来る。よし製品として安ければ製品を持つて来る、原油が安ければ原油を持つて来るぞと言つて、ここにいばつていて、そして安いものを選択をさせて、そして輸入をさせる、こういうやうなやり方をするのが、やはり國民經濟の上に大きな貢獻をするのではないだろうか、こういうふうには考へるの

でございします。そこでこれは原油を昨年と比較して二七%よけいに持つて来ることにしているし、その半面重油というやうなものにもやはり考へ方はあると思ふ。また製品というやうなものにも考へ方があると思ふのですが、何ゆゑに原油をこしは二七%よけい持つて来なければならぬという案が

示されているのか、どこを基準としてこういう案がつくられておるかということをお伺ひいたします。

○川上政府委員 原油を持つて来た方がいいか、それとも製品を持つて来た方がいいかという問題につきましては、きのうのこの委員会におきましては私から申し上げておきましたが、やはり外貨の面から申しますと、現在におきましては原油で持つて来た方が相対的計算ができるわけでありまして、そういうことになるわけでありまして、ただししかしながら原油だけ持つて来て、精製して販売するというやうなことになるにすると、勢ひこれに對して刺激して、あるいはその価格のチェックでありますとか、また合理化をさせるというやうな点につきましてはまったくルーズになつて行きますので、やはり私はある程度の製品をこの際入れて競争させなければ、いけないというふうには考へるわけでありまして、従いましてガソリンにつきましても大体一割三分程度の製品はどうしても入れるべきだ。単に外貨の節約という面だけからこの問題はきめるべきではなくて、今申し上げましたやうに競争によつて値段を下げさせるとか、あるいは合理化をさせるというやうな面からいいますと、どうしても製品をある程度入れなければならぬということ、一割三分程度のものをガソリンに入れるという事になつておりますし、また重油につきましても、原油からできますその重油は約三百萬キロ・リットルくらいでありますけれども、製品としては二百萬以上のものをさらに輸入をするという事を言つておるわけでありま

して、今申し上げました原油については昨年よりも二七%ふえているが、製品はそんなにふえていないじやないかというやうなお話であります。私の方としましては、やはり現在の外貨事情なりあるいはまた現在の国内の需給関係等を考えますと、やはり原則的には原油を持つて来るべきではないかというふうには考へておるわけでありまして、今も申し上げましたやうに原油の輸入量は相當ふえておるわけでございます。しかしやはりある程度の製品はどうしても入れて競争させなければならぬという考へ方から、ガソリンについては一割三分程度、重油についてはこれは非常に大きい数字であります。二百萬キロ・リットル程度入れるということになつておるわけでございます。

なおその外貨の一本化の問題につきましては、先ほど政務次官の方からお話がありました。私はやはり理想として、目標として、は外貨一本化に持つて行くのが筋であるというふうには考へておるわけでありまして、これは需給関係が逼迫しないやうな、相當量十分に輸入ができるというやうな情勢にありましては、極力一本化の方へ持つて行くべきだ。また国内の精製業者も一日も早く近代化して輸入製品に對抗できるようにな態勢を一日も早くつくらなければならぬというやうな関係からいいますと、製品と原油とは将来一本化すべきであるというふうに私は考へております。ただ現在のやうに、その需給が非常に逼迫しているという場合におきましては、やはり別々に割当をしなければならぬのじやないかというふうには考へるわけでございます。特に

重油方面につきましては、もしこれを何でも引いてよろしいということになりますと、重油の需要が多いものですから、どん／＼重油を引いて来て、そしてまた石炭企業との間に問題を起したりして、いろ／＼な問題が出るのではないかと、いふに考えますので、現在におきましては原油、製品は別々において輸入せざるを得ないのじやないかというふうにご考慮願うわけでございます。

○長谷川(四)委員 局長さんのお答えと、なさっていることが反対ではないかと私は考えます。たとえば製油を持つて来て競争させるということは、これはごもつともなことですが、数量から見て、昨年三十五万キロですが持つて来ておつて、今年は二十九万八千キロしか持つて来ないということになつて、去年より少くして、競争裡に立たせようという考えですが、原油を昨年より二七％よけい持つて来させておいて、そうして精製したものを去年より少くしておいて、そこでどうして競争というものが成り立つか。昨年度競争というものがどういふふうに見られたか。原油を持つて来るといつても、原油には国際カルテルがあつて、これも原油の買入れの競争ということをしていない。こういうような点からいつて去年より品物を少く持つて来ておいて、さあ競争させるのだということが成り立つか、成り立たないか。あなたは商人でないからわからないだらうけれども、商人はそういうことを見て、競争の相手が出たら競争しなればならぬやしないかというふうな考えは持ちません。あなたはお役人だから少しも持つて来ればそれで

競争させられるのだと考えるかもしれないが、それがお役人の情ないところなんで、お役人が考えるような考えで、こんなことは逆に暴騰をしようとも、競争をして価格を引下げたなどということは、絶対にあり得べきものではないと、絶対からそういふようなお考えがあるとすれば、何で今年精製したものを持つて来る額を引下げたかという事です。原油を二七％よけい持つて来ることにして、重油を持つて来ることを二七％少くさせておいて、そういうような点からいつて、どうしてこれが競争裡に立てると思ふか。競争をさせるという心理がどこから現われて来るか。よく考えてみて下さい。それはあなたの説を聞いて、われ／＼はあなたの方の説を聞くのではなくて、どうやつたならばわれわれの責任を金からしめることが出来るかという観点に立つて、総合燃料というふうなもの、政策を考えているのでありまして、私達は一石油会社や輸入外国資本に圧迫をされて国内の政治を誤つてはなりません、こういうふうな考え方で私達は進んでいっているであります。一局長や大臣の責任ではあります。いつも何う通じられれば通商委員二十五名の絶対の責任だとわれ／＼は考えるからであります。こういうような点から考えてあなたの話は一つの説を言ひだして、商人という実業をする心理をあなたは知らないから、そんなことを言ひだしても人の前でしやべるのだ。であるから、もつとはつきりとした理念に立つて総合燃料政策というものが決定されて、そういう面からしてかくしたのでないう明らかな理由があるならば承り

ますからお述べください。

○川上政府委員 ガソリンの輸入につきましては、昨年の実績は大体三十五万キロリットルとおつしやいました。その通りであります。これは昨年の外貨予算からしまして、われ／＼が大体これくらい持つて来てもらいたいという数量は、二十六万キロリットル程度でございます。それがなぜそんなにふえたかと申しますと、出光興産が非常に安い油をイランの方から持つて参りましたので、従つて三十五万キロリットルというふうな非常にふえたわけでありまして、私の方としましては、今年は大体三十三万キロリットル程度に該当するガソリンの外貨をつけることになつております。これは昨年と比べますと、二十六万程度よりもさらに四万程度ふえるということになるわけでありまして、この三十三万キロリットルに該当する外貨の中で極力安い油を引くということになりまして、昨年の三十五万よりもあるいは四十万とか、四十万以上に私はこれは獲得できるのじやないかというふうなことを考えておいて、去年の予定よりもこれは先ほど申し上げましたように四万程度はふやしておけるといふことになつておるわけでありまして、私の方としましては、一定の外貨をつけますと、その範囲内におきましていくらかでも安いものを入れてくれることはまことにけつこうであります。ぜひそうしてもらいたいと考えておるのであります。それから全体の製品であるいは原油の割当の問題につきましては、最初すでに一億三千万ドルという外貨がびしつともうきまりましたので、私の方としましては、その範囲内におきまして需給をそれだけ圧迫させ

ないようにするためには、どうしても原油の方が外貨的には安くありますので、そのためにどうしても原油の方をよけいに入れなければならぬということになつたわけでありまして、外貨がいくらでもつけられるということでありまして、私は私自身もつと製品を入れてもいいのじやないかというふうにご考慮願ひますけれども、今申し上げましたような事情で、この問題は外貨のわくで縛られて、そのためにものと製品も入れたが、それができないというふうな事情になつておると私は思うのであります。そういういたしますと、結局製品輸入業者に対しては非常な影響を与えらるということになりますので、ガソリンにつきましては、先ほど申し上げましたように昨年よりもよけいに三十三万キロリットル程度認めました。が、重油につきましては昨年よりもある程度減つておるのじやないかというふうにご考慮願ひます。そのかわり精製業者が原油と製品と両方輸入しておりますが、この製品輸入は精製業者は原則としてやめてもらつて、そしてその分だけ一般の輸入業者の方にこれを振り向けて、そしてその調整はしたいというふうにご考慮願ひます。製品輸入業者は非常に打撃を与えないように、迷惑をかけないようには私は今回の割当において考える考えであります。をいたしておきます。

○長谷川(四)委員 そういたしますと、次官に伺います。たとえば二十九年一億三千万ドルという外貨予算が基本で、こういうものができ上つたのだ、これはよくわかりますが、ここで二十九年度の輸入する原油と精製した

ものが区分をされております。お話によりまして、去年は二十六万キロリットル、つまり二十六万トンの予算であつた。けれども結論としてイランから持つて来る石油が安かつたために三十五万トンを持つて来たのだ、こういうことではございません。ですから昨年の予定よりは四万トンはよけい持つて来るのだという局長の御説明でございます。そこで精製したものの、つまりイランから来るものが安かつたから三十五万トン持つて来たのだ、国内の当時の価格は下つて行つた、これは御承知の通りだと思ふのであります。ところがイランから持つて来ないということになつたら、もうすでに倍の価格に国内は売られていた、競争というものはこういうものなんです。そういう原理を局長はよく知つてもらわなければなりません。ですから基本的なものを考える場合はこれでもよろしいかもしれなけれども、二十九年度に、精製したものの、たとえばガソリンは二十九万八千キロリットル、こういうことになつておるけれども、もしも安いものがあるとするならば、原油という面に食い込んでこの御処置がとれるかとれないか。外貨は一億三千万ドルでございます。よけい認めるわけには参りません。一億三千万ドルであるから、製品が安いとするならば原油の分に食い込んででもさしつかえないか、いいか悪いかわからない。どういふふうな考えでこういうものをつくつたか、高くて安くてもそのままだものを持つて来るんだという考え方と、もしも安いものがあるならば、安いものを持つて来れば何も申し上げることなく国民がそれだけ楽になるのですから、精製したものに安いもの

のがあるならば原油の中に食い込んでもいいのだという考えをもつてこの案をおつくりになつたかいなを承らなくてはならないと思つたのでございす。以上申し上げたような点についてはつきりとした御説明をしていただきます。

○古池政府委員 ただいまお尋ねのような事情が将来できますならば、今後の外貨割当の実施面において、原油と重油との間の調整をはかつて参りたいと存じます。

○長谷川(四)委員 そうするとこれが一応の案ではあるけれども、固定したものでないのだ、こういう意味でございすか。

○古池政府委員 これはもちろん一応の予算でございすから、今後の事情の變動に即応いたしまして、たとえば下期においてこれを調整するといふようなことは可能であると存じます。

○長谷川(四)委員 そこで私はこういう点についてはつきりと打出しておかなければならないと思つたのでございす。要は原油を持つて来る方が外貨が得をするのだという点も、これは一つのベースのとり方によつてであらうと思つたのでございす。今局長の考へておるベースから行けばそういうようなそろばんも成り立たないことではないと思ひます。ですからどういふところから持つて来る——たとえば石油ベースでやるのか、ガソリン・ベースでやるのか、こういう点に、つまり重点の置き方において相違があると思つたのでございす。こういうところとは別でございまして、ですからそういう考へ方も現われて来るであらうということは私は納得をすることができ

ます。

そこでどういふのだが、石油の外貨の割当を、申し上げたようにどうして、これは一本化して行くことによつて、安いものならば持つて来る。そろばんを立てて、安いものならば原油だけでなくて入れるのだというところを一つ、基本的なものの中にはつきりとしておいて、そして政府みずから業者をあやつるといふような程度まで持つて行かなければだめなのじやないか。いかに局長さんがさか立ちしたつて、あなたが商人なんかにならぬものではありせん。昔は統制時代だといつてあなたがいばつてゐる。いばつてゐるやつよりも商人の方がりこうでうけてしまふ。みなよくわかるでしょう。あなたのおとところは百も入らなくても、あなたの前にべこ／＼頭を下げてゐる方がもうけてゐる。もうけるためにあなたのおとところに行つてうまいことを言つて、それがほんとうだと思つてゐるのが局長さんだから、そういうことをもう少し考へてもらわなければならぬ。こういうふうな石油という問題は議論が多いほど——もちろん多くなければならない。何でもこれはこんなに議論が多いかという、これは国民生活になくてはならない品物である。公共性を帯びてゐる。いたずらなる一つの物品ではないのでありまして、政府の考へ方一つによつて国民生活に大きな影響を及ぼすからであります。たとえば、申し上げたようにその抽出方法において、今持つて来る原油の数量だけでも、五割よけいにガソリンが出たとするならば、三十億という莫大なものが彼らのふところへ利潤となつて入つて行くのであります。私はもうけてはな

らないと言ふのではありせん。もうけるための企業であり、もうけるためにわざ／＼外国から日本に莫大な資本を投じて会社をつくつてゐるのですから、もうけてならないといふことは申し上げません。もうけるのはけつこうだけども、その上に立つ局長であり、それを行う行政という面に対しては、はつきりとしたものを持つて進まなければいけない。そこでこういうような案を立てることもけつこうだけれども、こういう案を立てたがこれが固定的なものではないというお話の通りに、であるから、原油を安くするならば原油ばかりでもしてやるぞ、精製したものの方が安ければ原油を全部やめてしまつて、精製したものを持つて来てやるぞ、このくらい腹があるぞといふことをやはり示してやるようにしなければ、自然競争はでき得ないのでございす。それから、その点には十分考慮をしてもらいたいと思つたのでございす。

あとにまだ永井さんから質問があるようです。私は長くなりまして、質問をとめますが、いすれにいたしましても、行政を行うにあつて、これは一石油の問題でございすけれども、政府はたとえば砂糖をこし八十万トンしか持つて来ないのだと言へば、もう砂糖が倍の価格になつておる。その発表する政府は鬼の首でもとつたやうに発表をするけれども、それを適用してもうけてゐるのはだれだ。一、二のプロカー的存在の商人だけではなにか。国民生活に大きな影響を及ぼす、こういうことは、おきめになつてすぐ発表するよりも、たとえば次官會議でおきめになつたなら、局長の腹の中にしまわせておく。そうしてたとえ

ば二七％原油をよけい持つて来させようとか、重油を二七％減らせようといふようなことを発表することがよいから悪いからという面に十分気をつけてもらわなければならぬ。これは一石油の問題でなければならぬ。すべてそういう点で、現在の政府の考へ方と通行して国内の物価が上昇機運にあるといふことは、みな政府の責任であるといふことを知つてもらわなければならぬ。あるいは政府が何かと通じて金をもうけさせるためにやつた措置だと言われども、何とも答弁のしようがないのではないかと考へます。行政に携わる皆さんはこの点を頭の中にはつきり入れて御処置を願ひたいといふことを申し上げまして、私の質問を終ります。

○大西委員長 次に地方自治法第百五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件を議題といたします。

この際委員長より政府委員に一言御注意を申し上げます。本案審議の場合に、担当政府委員は時間を厳守せられたいと存じます。しからざる場合には法案審議につき重大な困難も起り得るかもしれせんので、右十分御注意されるよう要請しておきます。

○小平(八)委員 本案は非常に簡単な案であり、その趣旨にも別段異存はないのであります。提案の理由によりますと、現在鹿児島においては出張検査をいたしております。その受託出張規則に基いて、出張職員の旅費その他を地元で負担するということになつておりますが、その旅費は一体どれくらゐ負担させているのか。実績並びに今

後の見通しについて参考に承りたいと思ひます。

それから、この提案理由によりまして、今回の増設については人員並びに経費の増加は必要でないといひてありますが、一体どういつた規模で、人員は何人くらいでやるのか。あるいは建物なりその他の検査施設等については一体どんなふうなやつてゐるのか、また今後どうするか、この点について伺つておきます。

○吉岡政府委員 たいへん時間を遅れまして申訳ございせん。はなはだ冒険がましくなりましたが、実は先般來問題になつております可燃性繊維物につきまして、国立の繊維工業試験所からこの設備を持つております大阪の方へ担当官が出張いたしまして、その結果をきよう聞くことになつておりました。多数の技術者も参りまして問題が非常に急ぐものでありますので、その關係で遅れましたことをはなはだ申訳なく存じます。

次にたいへん御質疑の点でございすが、第一点の旅費の問題は、會計法の定めるところによりまして、職員の受託出張規則というものが省令で定まつておりました。鹿児島において検査を受けた輸出業者は旅費を負担していただくことになつております。ただいま福岡の支所から大休月に三回ないし四回出張いたして検査をいたしております。一回の委託旅費が大体四千元で計算いたしますと、約二十万円の検査旅費を負担していただいているといふ與情でございす。それで鹿児島港から出ます絹、人絹織物は、大休地元のデパートなり一般の繊維関係の業

者が内地品として仕入れまして、これを主として沖繩関係等で引合ひがあり、契約ができますと、検査を受けて出す、こういう形になつておりますので、従つて最初から輸出品という形で仕入れておられませんので、どうしてもそういう形にならざるを得ない。それで検査の手数料といたしましては、絹、人絹織物は国営検査でやつておりますので、その他の一般の民間の検査団体でやつてゐるものに比較いたしますと、非常に低率の料金をとつております。大体FOB価格に対して千分の一以内ということに標準に料率をきめてゐるのであります。鹿児島港から昨年金額にして約三千万円程度の絹、人絹織物が輸出されております。従いましてこれの〇・一％といつたしますと、検査手数料は約三万円程度である。それに対して委託出張旅費が二十万円とられてゐる。そこでこういう非常に薄い利潤で輸出取引をやつてゐる業者にとりましては、むしろ委託出張の旅費の方が数倍の負担になる、こういう実情でございます。昨年来県並びに商工会議所等地元から非常に強い要望がございまして、どうしても鹿児島に出張所を置いてもらいたい。民間の検査機関におきましては、いろいろ法制上の問題もございまして、そういう要望にこたへまして、綿、スフ、毛、メリヤス織物、染色更生品、雑品等、大抵繊維関係の主要な輸出品につきましましては、それ／＼鹿児島に出張所を設置して便宜をはかつてゐるわけでございます。ただ国の検査所につきましましては、やはり法規による手続を必要といたします。また一般にこういう官庁機構をたとい形の上でも広げ

るといふような印象を与えることは、なか／＼通りが懸かつたのでございまして、ただいま申し上げましたような実情にかんがみまして、行政管理局その他関係方面から御了解を願ひまして、今日御承認をお願いする運びになつたわけでございます。従いましてこれを御承認願うことによりまして、関係業者の便宜はもちろん、あらゆる面において非常に好結果を来すと考へております。

それから規模並びに人員の点でございますが、これは全体として絹、人絹の国営検査に従事してあります人員が、昭和十二年ごろは千二百人ばかりおりましたが、その後いろいろ人員整理等によりまして、現在は約四百名になつております。これは同時に民間の検査機関の監督の仕事もやつておりますので、直接国営検査に従事してあります人員は、戦前は約九百名でございまして、現在は約三百名ということになります。人員におきましては全体として戦前の三分の一になつております。従いまして一人当りの検査の取扱ひ高は、戦前の二倍以上になつておる現状でございます。まづ、全国的に見まして大体一日平均一人当り五百点の検査をやつておる現状でございます。このうち、やはり何と申しましても福井、金沢等には多数の人員を配置いたしておりますので、現在福岡の支所といたしましては、福岡支所全体で三名人員を配置しております。この福岡の支所そのものの仕事は、先ほど申しました民間の検査機関の監督という仕事が主でございます。直接の仕事としては、やはり鹿児島港における輸出検査というのが現業と申しますか、具体的仕事として

はむしろウエートを占めておつたわけでありまして、今回の措置といたしましては、従来福岡から出張して検査しておりました専門の者を、このうちから一名鹿児島に常駐いたさせまして、それによつて先ほど申し上げました出張旅費等の負担を避けることといたしたい、かように考へております。

なご検査の施設につきましましては、これは地元の御好意によりまして、現在民間検査団体も含めまして、地元の商工会議所の建物、施設を利用していただいておりますので、この点については国としての負担は直接かからない。要するに人員経費等につきましましては従来通りの形においていたして参りたい、かように考へております。

○小平(久)委員 大体わかりました。この沖繩との取引の關係であります。これは現在の状況からすれば大體一般外國並に扱つておると思ひますが、本件の輸出絹織物というものは、大體向うの島民の需要じやないかと思ふのです。そういうわけですから、普通の外國向けの物とは違ふ性質もあると考へられますが、そういう点で内地物と同じように取扱へるようにならうかと折衝したことはありませんか。その点が一つ。

それから今回の出張所の設置についてですが、その施設については官庁には負担がからないということでありまして、私は、この点についてだけ言ふのではないですが、一般に地方官先機関の整理ということはここ数年來の政府の大方針であると思ひます。そこで万一設置するとしても、この地方自治法にもうたつてありますように、この地方行政機関の設置及び運営に要する経費は、国においてこれを負担しなければならぬ。とちやんとしたつてあるわけでありまして、しかし一般に、国の出先機関が地方にできますと、名目だけは地元の協力というやうなたいへんうまいことを言ひますが、とかく寄付を集めてそれでものををつくり、ほんのおしりの借入金などであるとか、そういう傾向がある。これはひとり通産省の關係だけではありませんが、たいがい役所がそういうことをやつてゐると思ふ。關係の業者はお上手を言ひながらやつておりますが、腹の中では不満であるのが実情であつて思つております。そういう点からいへばこれは一人を置くのであります。大した施設でもないから、大して問題はないと思ふけれども、廣く国の出先機関という立場から考へるときには、どうもそういう傾向が多い、ましてや出先機関の整理ということを考へますときには、どうも國の方針ないしは自治法にうたつてあるところとまるで逆行するやうなことを、やれりすれば行つておるといふ点がございまして、そういう点、どうですか、政務次官からひとつお答えを願ひたい。

○古池政府委員 國の出先機関を置く場合に、地方の人たちに迷惑をかけないやうに、必要があれば國から経費を要求して施設をすべきであるという御意見は、私もここに同意見に存じます。従つてかような場合、必要の生ずることに予算要求すべきものと考へるものであります。ただこのたびの鹿児島市におきます問題は、従来も出張して参つた場合に、商工会議所が部屋を貸してくれまして、その部屋で検査をやつておつたやうな状態もありま

す。今回は従来出張しておつた一名を向うに常駐しようということでありまして、商工会議所の方でもこれに好意的に積極的に協力しておられるのであります。この程度のことは、地元に大きな迷惑をかけるというものでなく、また地元の業者としてもそれを非常に喜ばれるのであります。われわれはそれを認めていただきたい、かように考へております。

○古岡政府委員 沖繩を内地並の扱いにしてどうかという点でございますが、実は占領中に司令部の指示等もございまして、繊維関係の検査機関は、その他の検査機関も同様でございまして、原則として民間の検査機関に移すということになつたわけでございます。ただ絹、人絹織物につきましては、特に検査の嚴格であることが必要だといふことは、むしろ海外の方から非常に強く要望がございまして、これだけは國の検査というところで残しまして現在に至つておるわけでありまして、しかしながらそれもおもな場合によつてクレーム等もございまして、昨年でございまして、特に検査のやり方を一段と嚴格にいたしまして、昨年九月の絹業會議等におきましてもそのことを日本側から説明をいたしまして、絹業會議として感謝決議を受けておるといふやうな経過もございまして、

なお、鹿児島港から出ます品物は大半が沖繩向けでございますが、一部台湾向けあるいは香港向けもあるわけでございます。さらに沖繩に出ましてからこれらの近隣の地区に再輸出されるということも予想されるわけでございますので、それらの点を考へまして、

七

これにつきましてはやはりこの際としては一応輸出の扱いをすべきであると考えております。なお占領中にもこの問題について司令部と詰合つたこともあるようにございますが、その際もただいま申しましたような扱いが適当であるという経過になつておると思ひます。

○長谷川(四)委員 これに関連しまして一官局長に注意といひますか、申し上げておきたいことがあるのです。この検査所の問題で非常に頭を悩ましたことは、私ばかりではなく、たくさんの方々があるのじやないかと思つてます。たとえば検査所の方が市内へ自転車で出て来るのに出張旅費をとるわけです。そこで国の方の予算がなくなつたから一箇月のうちに十七日しか出られない。こういうようなことで、それではあとの十三日間を、どうしても輸出も忙しので検査してもらわなければならないから、それを民間で負担するからどうかやつてくれないうかと言つても、民間の負担なんかということとはとてもない話だ。われ／＼はとにかく国から出張旅費をもらうのでなければ、出張して検査することはできませんというお答えもありました。いすれにいたしましても輸出製品はたび整理工場に持つて行つて再び検査所まで運ぶ。そして検査所で検査を受けて、また整理工場に運んで荷づくりをする。こういうことになるためにキャンセルされたとか、いろ／＼な問題がたくさん併発するおそれがあります。こういうようなことなので、何とか方法を考えなければならぬ。市内出張するにしても旅費をとる。旅費をとるのがいけないというのではないのである

つて、何とか輸出製品だけに御考慮を願うことができないかということ、納得をするようにもなつたのでございませうが、現に検査はどういうふうになつておるか。昨年度の予算で参りますと、そのくらの予算しかなくて、どんな輸出品であつても検査することができないというふうなことであつたのだが今年はどういうふうなことになるか、それをまず承らなければならぬと思つてございませう。私は鹿児島へつくるということに反対する意味ではございませんけれども、それに関連をいたしまして、なるべくそういう出張を可能なようにしてやる。こういう輸出製品になりますと、夜夜中でもこの人たちは出て、一時間でも早く検査を済ましてやらなければならぬというふうな観点もございませうので、どういふふうになつておるか、ひとつ伺つてみたいと思つてございませう。

○吉岡政府委員 先ほど申し上げましたように、戦前に比べまして検査が厳重になりましたに反して、人員等の関係は非常に手不足になつております。それで今回の行政改革におきまして、通商局の方から強く減員は困るということを主張いたしました結果、最も低い整理率でがまんをしていただいたわけでございますが、予算の関係としては、二十八年度におきましては継続におきまして九千二百万円、二十九年度予算といたしましては一億二千万円、この程度の経費を計上してありますが、このうち先ほど申しました検査機関の監督等の経費を除きまして、純粋な検査に必要とする経費が、大体昨年度におきまして約七千万円足らず、今年度は七千七百万円、こういう見込

みでございませう。これに對しまして検査手数料の収入額は、昨年度におきまして約四千万円でございます。まず全体の必要経費、直接検査に使う経費の六割程度になりますという状況でございませう。そこでこの点につきましては、前々から大蔵当局からも手数料の値上げ方を要請されておるのでございませうが、御承知のように非常に零細な業者ないしはきわめて薄利を以て対象として仕事をしておる輸出業者の負担を考えまして、何とかしんほうをしてもらいたいということでございます。従いまつて、人員、予算等にきつうくつての結果、先ほど御指摘のような点が起つて来たのではないかと思つてございませう。具体的問題といたしましては、現在のところ市内に出張いたします場合には、電車あるいはバスの実費のみを支拂つておるといふことでございませうが、なおもし具体的に不都合な点がございまして、かつと詳しく実情を伺いまして、できるだけ御迷惑のかわらないようにいたしたいと考えております。

○長谷川(四)委員 私は市内出張をして出張旅費をとるのがいけないというのではないのであります。統制がなく、なり、すべてこういう時代になれば、より以上検査にたよるほかに道がないのではないか。検査はなるべく厳格な検査をしなければならぬ。従つて輸出等においては、日本の輸出製品には送り返すものはないのだという、こういうような面にはつきり浸透させたい指導を行ななければならぬと思つてございませう。輸出製品は整理工場に行つて厳格な検査を行つてやるように

なるべく奨励をしなければならぬのではないかと、こういうふうな考えから申し上げたのであります。またそれが検査所まで荷づくりに持つて来るのには、ああいうような広幅のものと比べると、薄物ですから必ず痛みが出て来るので、そういう点を十分考慮に入れて検査をしてもらわなければならぬ。検査に当る検査員の方々も、輸出について絶対に責任を持つ意味において、気やすく出張して、みずから輸出奨励の意味をよく自分の精神に打込んで検査するという方法を進んでいただきたいことを強く要望する次第であります。従いまして局長さんあたりから、また次官通牒としても、そういうようなものにはなければならぬぞということを強く御指示願ひたいのであります。また鹿児島市に新しくできることは当然でございまして、これらに關する人員も非常に不足であると思つてございませうが、予算の許す限りなるべく検査員を拡大して、余すところなく厳重な検査を行うよう希望いたします。

○山手委員 関連して。これは昨年あたりもたび／＼聞いておるのですが、日本からの輸出品にクレームがついて非常な国際的な不信を買つておる事実をいろ／＼聞いております。たとえて言へば、昨年の上期において、薄板鉄板をアメリカ方面に輸出する大阪商人が、外だけは規格品をつくつておきながら、中味はさびたものやいろ／＼規格外のものなんかを送つておつて、全部クレームになつた。だん／＼調査して行つたところが、最後には送り出した荷づくりをした連中はもうすつかり倒産をしたような形になつておつて、

所在をくらましておつた。そういう事実があつて、裁判になり刑事問題になつておる事実があります。あるいは昨年あたりも、通産省の方もよく御存じの問題であります。バンコック方面に對する大量のクレームの問題は、日本の信用失墜を來しておる有名な事実であります。アメリカに行きますと、日本のベニヤ板などについてもまがい品が出ておつて、私がアメリカで聞いたところによると、政府の検査証のついてゐるものは一番信用がない。日本政府の検査証がつけてあるものは比較的品物が悪いかわからぬというふうな風評さえあるというところを日本の業者が言つておりました。こういう事態は、輸出の振興をしなければならぬ現状からいたしましてはもつておくことはできない事態であつて、私は昨年の暮れに帰つて来て、その当時事務次官にもちよつと話したことがあります。次官あるいは官房長もおいででございませうが、現在の政府検査はどういふふうに励行をされておるか、あるいは最近どういふふうに取り締りをせられるか、具体的にこの際お聞きしたいと思ひます。

○岩武政府委員 御指摘がありました面鉛鉄板の件は、これはまことに遺憾な点でございまして、日本品の声価を傷つてしまつたことはなほだしいものであります。この措置は法の命ずるところによつてやつておりますが、現在の検査機関のあり方といたしましては、御承知のように鐵維關係、それから一般の工業製品の間は協会の検査機関と、民間の会社あるいは協会といった団体等でやります検査と並行しておるわけでありまして、どういふ検査

によるかという事は商品によつて違いますが、大体は輸出契約の内容によつてサーベヤをどつちにつけるかという事になつております。従いまして民間の検査機構でも、海外に声柄を持つておりまして信用されて、あそこのサーベヤならというふうなものであれば、それによつてやることになつておるわけでありまして、国営の検査機関を指定するものも間々ございます。ことにプラント関係のものの一部などにおきましては、民間の検査機構が十分でないために、むしろ東南アジア方面からは、国営の検査機関のサテイスフイケートがほしいということがありまして、われ／＼としてはこういうものに対しては、できるだけ検査に臨んでおるわけでありまして、ただこの問題はいろいろ／＼なむずかしい問題がございまして、占領時代には検査は国営という形は少し行き過ぎじやないか、これは当事者間の契約にまかせて、むしろ民営の検査機関の発達助長をはかるべきではないかというふうな指導方針が相当とられましたために、機構予算、人員等の面におきましては現在組織関係を除きましては非常に不十分と思つております。ただそういうことで、実はわれ／＼としても国営の機構によるべきものと、民営の機構にある程度まかして当事者間の契約によつて一般的に処理していいものもあるやうであります。実はその辺につきましてどういふ品物、あるいはどういふ場合に国営の検査機関が出ましてやつた方がいいか、あるいは民間の方にまかせた方がいいかという点につきまして目下検討中でございます。

それからもう一つは、そういうふうな契約だけにまかしていいかどうかという問題がございまして、ものによりましてはやはり国が出て現品検査を現場、ことに包装前あるいは包装後の積み出し期におきましてやつた方がいいのではないかという商品もございまして、そういうものにつきましては規格も日本輸出規格でまかしてありますものがあるが、そういうものに基いて現地で臨機にスポット・チェックをやるといふ建前になつております。これも今申し上げたような考え方もございまして、戦前みたいに強制検査、つまり国営にしるあるいは民営の機関にしろ強制検査という建前を広く採用するまでに至つておられませんので、弊害の防止に協力して参るという態度でございまして、その辺の考え方にございまして、なお通産省としまして、もう少し実態をはつきり分析しまして、検査機構、検査制度というものをどういふふうに行つて行つたらいいか研究中でございます。

○古池政府委員 わが国の輸出品がまたまクレームを受けたらあるいはキヤンセルになるといふことは非常に遺憾なことと考えます。これはその商品を取つた業者にとつて大きな損失であるのはもとよりのこと、それ以上に国の信用というものを対外的に非常に失墜するおそれが多分にあるので、どうしても輸出品の検査というものはつきりしなければいかぬと私は考えておるのであります。しかし基本的に申せば、何としてもわが国の輸出品者の道徳の問題になつて来ると思ひます。もう少し全般的に商業道徳を高揚することが必要ではなからうかと考へ、これについては業界の反省をせひ願いたいと考えております。

それから検査機関の問題であります。ただいま官房長からも御説明申し上げましたけれども、これについて業界の意見を聞いてみますと、やはり品物によつてそれ／＼意見が異なつておるやうに考えます。あるものは国営の検査機関をよしとし、あるものは業者の団体等にやらせるのがいい。また大きなメーカー等につきましては、そういうものに託すよりも、責任をもつて自分の社内の検査を励行するから、これが一番能率的でいいではないかといふやうな意見も現れておるのであります。これはやはり品物に応じて、最も適切に厳正に検査の行われような方法を立てて行かなければならぬといふので、通産省におきまして目下検討中でありまして、将来そういうクレームの起らないようにせひして参りたいと考えております。

○山手委員 私はやはり中には非常に悪質なものがあるのじやないかという気がいたします。ことにこれから金融が引締まつて参りますと、苦肉の策でそういうことをやる人が出て来るだらうと思ひます。昨年の夏起きたアフリカ向けの鉄板の問題などは、外側だけでは正規のものを入れておいて、中の方はでたらめという状態であつて、先方も非常に憤慨して来て、刑事問題になつて、調べてみたところが、計画的に所在をくらましておる。ようやく検査庁もつかまえたという話であります。が、刑がいわゆる詐欺罪のようなことだけであつて、ほとんどとるに足りない処罰になつてしまふ。こういうことであります。私は取返しがつかないと思ふ。国営検査をやつて取締るのなら、もう少し何か法律を改正するなり何かして効果的な取締りをする方がいい。しかしやたらに国営検査のわくを広げるといふこともどうだらうかと思ひますし、できるならば自主的な業界での検査というふうなものも好ましいわけでございますから、早く徹底的に検査制度の確立を政府にやつてもらいたい。さつき言いましたように、アメリカ方面でも、どうも政府の検査証のあるものは、信用度が低いといううわさを私も聞いて驚いて帰つて来たわけでありまして、その点を要望しておきたいと思ひます。

○大西委員長 齋木君。○齋木委員 検査員の問題であります。が、私どもの県におきましても検査員の質が悪いのじやないかといふことを痛感しておる。国営検査で検査員の検査したものがキヤンセルを食ひ、商社にいてるころの業者が見たものは通つて輸出される。そうすると検査員は何をしておるのかといふことになり、そういう面に対するところの訓練、教育と申しますか、それがあまりにも不足じやないかといふことを私も、まさ／＼と県におきましても見ておるのであります。それらに対するところの問題と、今鹿兒島に一名常駐させるということ、これ自体も今日まで三名が出張してやつていた。今度は一人が常駐してやる。私は鹿兒島に出張することにおいては何も反対はありませんが、まず人を使う上において、またその人を採用する上において、検査員なら検査員としての識見と手腕とを考えなければいけないと思ふ。それをやらなければ政府の検査した検査品が不合格になつて、今山手委員なり長谷川委員なりが質問されたごとく、検査員の不合格としたものが合格して輸出されるなど、逆な現象が起つて、政府の信用というものはどこにあるかといふやうなことで、非常に輸出問題としては大きな損害を来しておるのではないかと。また業者としても非常な損害を受けるということに私はなつておるものであります。これは私は身をもつて福井県においてよくわかつておる。実際にいいて当面した問題をわれ／＼は聞いておるのであります。何も検査員のおの青判の判ぐらひはへつちやらだ。あんなものは通らないのだ。私のところの商社にいてる検査員といふか、店員が見たのが通つて、どん／＼商ひされておる。それがりつぱに輸出されておる。国営検査員の判を押したものがキヤンセルを食つておる。そうすると検査員は何をしていてるかわからない。ただ月給取りを獲うてゐるだけだ。それで給料がいかんか予算がないとか言つておるが、それはちよつと変な話なんだ。通産省は、そういうふうな特に繊維製品の検査の問題に對しまして、まず人をこしらへるという問題はどうか考へになつておるのか。そういう制度とか訓練とか、いろいろ／＼な教養とかいふやうなこともあるでしようけれども、採用にあつても細心の注意を払つてその技術者を採用しなければいかぬのじやないかと私は思ふのであります。これに對する心構えを繊維局長なり政務次官は何とお考へになつておるか。

○古池政府委員 まことにお説はごもつとも存じます。私もまわつて歩きましても、検査員の中に非常に優秀な人もあるのではありませんか、やはり多数の検査員の中には今お話のよう

な人もなきにしもあらずだと思ひます。一体その原因はどこにあるかといひますと、私はやはりこれは大局的に見て、戦争の犠牲の一つであらうと思ひます。これはあの戦争以来、それからその後の状態からいひまして、わが国の貿易というものはまったくなかつたのでありますから、貿易のための検査というものは、戦争中あるいは戦後においてはほとんど行われなかつた。従つて優秀なる技術員が生れなかつたといふのは、やはりそういう原因があるであらうと思ひますのであります。しかしわれわれとしましては、できる限り優秀なる人を極力充実にして参りたい、かように考へております。

○齋木委員 優秀なる人は戦争以前にはたくさんあつたと言われる。先ほどの局長の答弁では、優秀な人が戦前において八百名も九百名もあつて、現在は三百名、仕事は二倍も負荷されておる。これでは検査員はいかなる優秀な人でも、千手観音ならいざ知らず、仕事の加重を二倍も三倍も押しつけてやられていては、いかなる優秀な人でも私は手がまわらぬと思う。目が通せぬ人があるならば、どん／＼採用してやるべ筋合ひだと私も考へます。こういう点でも頭をちつと検査していただくたいと思ひますが、どうなんですか。

○吉岡政府委員 繊維製品の検査につきましては、輸出に占めるウェイト並びに海外からの要望等もございまして、先ほど申しましたように、少くとも他の品物に比較いたしました場合には非常に厳重にやつておるつもりでございます。戦後におきましても昨年までは

実は輸出品取締法に定められました基準と申しますか、品質の表示を原則として自己検査でやつてよろしい、これは絹、人絹は国産でございましてから別でありまして、ほかの品物につきましてはそういうことを原則にして、ただ行政指導といひまして二十三年以降民間の検査機関の設立を指導いたしました。なるべくその検査を受けるようにということとしておつたわけでありまして、昨年の六月以降におきましては、繊維製品については、国ないし国の指定する検査機関の検査を必ず受けなければならぬ。輸出品取締法の七条の二によりまして、いわゆる強制検査の制度を実施して参つておりますが、自主検査だけでありまして、等級を表示して輸出すればいい。従つて向うのバイヤーとの契約によりましては、買手の方が同意すれば非常に品質の低いものを出してもいいということになるわけでございますが、これが末端の消費者に参りました場合には、やはりこれは日本の品物が悪いということになるわけでございますので、先般輸出品取締法に基く委員会を開きまして、これはいろ／＼議論はございしましたが、本年の五月十日の予定でございしますが、その以降におきましては、最低の基準をきめまして、品物別にある一定の品質以下のものは輸出できないという制度にすることにいたしました。これによりまして繊維製品のおもなるもの二十五品物につきましては、全部そういうふうな最低表示をさせる。それ以下のものは輸出できないというように逐次厳正にこの制度を改正しつつあるわけでございます。

それから国営検査の現状について申し上げます。

申し上げますと、現在のところ、これはあらかじめ定められた標準に照らしましてその具体的な品物がどの規格に合致するかというものを検査するわけでございますが、絹については申し上げますと、全体の約七〇％がA級、それから二八％がB級、二％がC級といふことになつております。それから人絹につきましては、全体の八五％がA級、一四％がB級、一％がC級といふことになつております。C級品は輸出できないといふことになつております。それからB級品はB級であるという表示をしなければ輸出できないというわけでございます。検査員の訓練なり素質の向上につきましては、今後とも御指摘の点を考へまして努力をいたしたいと思ひますが、少くとも他の品物に比べれば相当厳格にやつておるということを申し上げておきたいと思ひます。

○齋木委員 厳格といふことにおいては、官僚的な厳格でなくして対外的な信用を受ける検査をやるといふことであると私は考へるのです。そうじやなくして、ただしやくし定規に、官僚的に厳格なだけじや問題にならないのです。対外市場に国営検査の通つたものはどん／＼大手を振つて輸出できるといふ、信用なり何なりをやらなければならぬ。その技術者を——検査員を採用してやつて行く考へがあるかといふことを私も申し上げたのです。それには四百も五百も戦前につづな者があるならば、それを採用してでもやつて行つたらいじやないか、こういう考へなのです。そういうことを私は聞いておるのであります。

は、まったくお話の通りに、現在の毎日五百点を検査することは確かに過重であると思ひます。しかしながらこれは全般に公務員をなるべく減らせといふような御方針でございまして、実は検査機関、これは繊維に限りませず、あるいは繊維におきましても生糸の方には御承知のように農林省になつておりますが、この一般の検査機関の人員の減少が最小限度にとどめ得たという点は、主として絹人絹の国営検査の実情を行政管理局ないしは関係のところに御説明いたしました。それがきつかけになつたといふことも聞いておりますので、私も似たしましてはもちろんで、私も似たしましてはもちろんでございまして、現在の情勢のもとにおいては最大限の考慮を払つていただいた。従ひましてわれわれの任務としては、この人員をもつて何とか御期待に沿うような成績を上げて行くといふことに努力せざるを得ないと思ひます。なおただいま御指摘のような点もございしますので、検査をいたしました商品には全部一連の番号をつけまして、も検査したかといふことがただちにわかるような制度を最近からとつております。クレームの件数も大体毎年二百件、あるいは二十七年あたりはもう少し多かつたのでありますが、昨年におきましては百件程度に減少しております。しかしこれはなお今後の推移を見ましても、ただちにこれをもちつて判断できないと思ひますが、今後とも鋭意御指摘のような点については努力いたしたいと思つております。

○齋木委員 そうすると今局長さんは輸出の問題についてクレームがついた検査員の責任を何だとかおつしやるが、検査員の方々は、もしも誤つて検査をしてクレームがついたということになると、その損害は検査員が補償するのだから。どういふような責任を持つておるのですか。損は必ず業者から業者が持たなければならぬといふことになると私も思ふ。だから重大だと思ふのです。それはどうなつてゐるのですか。

○吉岡政府委員 少し言葉が足りなかつたと思ひますが、そのクレームが起きたからただちに個人の責任を追究するといふわけではございせんが、やはり責任を明らかにしておくといふことは必要である。それ以後の処理につきましては、その実情によつて明らかにその検査員の過怠によつてクレームが起つた、あるいはある特定の検査員の検査いたしましたものについて、集中的にクレームが来るということになれば、これは考へなければならぬと思ひますが、クレームがついたからといってすぐ個人の責任を問うといふ趣旨で申し上げたわけではございせんので、そういう趣旨に御了解を願ひたいと思ひます。

○大西委員長 他に御質疑はございせんか。——他に御質疑がなければ本件に対する質疑は終局いたしました。引續いて討論は省略して本件を採決いたします。本件に御賛成の諸君は御起立願ひます。

〔総員起立〕

○大西委員長 起立総員。よつて本件はこれを承認すべきものと決しました。

本件に対する委員会報告書作成の件につきましては委員長に御一任願ひたい。

いと存じますが御異議ございませんか。

○大西委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」
それではさよう決定いたします。

○大西委員長 この際過日の委員会において齋木委員より御質疑のありましたアルコール工業に関する問題について政府より発言を求められておりますので、これを許します。岩武政府委員。

○岩武政府委員 先日の委員会におきまして齋木委員から御質問がありましてアルコール関係の未納金の処理の問題並びに最近におきます米材の輸入割当の問題につきまして、当日はなほは遺憾でございましたが、手元に資料がございまして、即座に御答弁申し上げて御疑念を解く機会を得ませんでしたので、はなはだ残念に思っておりますが、幸に本日機会を得ましたので、委細御答弁いたしまして御了解を得たいと思っております。

まず最初の米材の方でございまして、これは御案内のように、当初輸入関係は自動承認制になっておりまして、だれでも申請すれば輸入の承認が得られて、輸入手配ができるという建前になっておりましたが、この年が始めまりましてからずっと輸入の申請が殺到いたしましたので、輸入が相当ありましたので、二月四日に自動承認制を停止しております。当時大体六百七十六万ドル程度、石数にして約六十七万石程度かと思っております。その後承認制を停止してございまして、いろいろ輸入の要望もございまして、かた／＼国内の木材の需給開

係が昨年の風水害等の関係もございまして、相当高騰して参りましたので、三月の中旬は月割当制によりまして、一部の輸入を行つたわけでございまして、これが御指摘に相なりました問題のケースでございまして。この輸入の総額は百七十万ドル、石数にして約十七万石見当かと存じております。この方式は自動承認制の際においては、外貨の申請が非常にあつて困りますので、資金割当制によつてやることにいたしました。

ところが通常の資金割当は、御承知のように最終の需要家に割当をしておりますが、最終の木材を消費する需要家ということが重要な条件というところになっておりますけれども、この場合非常に需要家の範囲が多岐多端でございまして、そういうことをいたしますと、かえつて不公平に相なりますので、一応輸入業者に割当をいたしましたのでございまして。その基準は昨年の一月から十二月までに、当時の承認制のもとで行つておりました輸入の実績によりまして、按分したわけでございまして。その結果大体三十社に割当がきまつたわけでございまして。この割当の方式につきましては、林野庁の係官とも相談いたしまして決定したものでございまして。先日の御質問におきまして木材の輸入実績のないものに割当てられたのではないかと御質問でございまして、これは先日も申し上げましたが、米材の輸入は戦後一時とだえておつた。戦争中もそうでございまして、その間にいろいろ商社の栄枯盛衰等もございまして、しかもかわつた形になつて参つておられますので、戦後価格の関係を米材が割高になりまして、

なか／＼国内に輸入して需要に供するといふようなことがむずかしかつたのでございまして、それがこの両三年来運賃の低下を主因といたしまして、片一方国内におきます木材価格の高騰等ともからみまして、特殊の大きな用材あるいは一般用材等も、ある程度輸入して引合段階に相なりましたので、だん／＼自動承認制の施行に伴ひまして、輸入商社が扱つて来たという段階でございまして。従ひまして、戦前から扱つていた商社が、あるいはその間におきまして、企業合併、整理あるいは栄枯盛衰等の関係もありまして、戦後扱つていなかったものもあるかと存じます。また両三年来の自動承認制の実施の結果、ある程度扱つて参りましたものが実績を持ちまして、今回の割当の中に入つておるといふことはなつておると思ひます。いづれにしても商品の入着の状況がそういうふうな経過をたどつておられますので、あるいは木材問屋といった形のもので、この輸入を申請しなかつたものも相当あるかと存じております。やはりそういうふうな事情で、あるいは見えない商社が入つておるといふこともあるかと存じております。

それから次にアルコールの問題でございまして、これは当委員会の皆さん方、御承知のような状況でございまして、一昨年六月にアルコール工業並びに生産業の両者の経理を強制監査いたしましたところ、相当額の不良債権が発見されたのであります。この実態等はすでに御承知と存じますので詳細は省略いたしますが、その後のこの措置につきまして最近のこともござい

思います。この両社にわたりまして不良債権あるいは一部におきましては業務上正当な範囲に属しない金の動きもあつた結果、国庫に對します納付金が延滞して参つたわけでございまして、それを強制検査の結果発見いたしまして、まず第一になすべきことは、そういうふうな経理状況を公認していた会社幹部に對する責任の追究の問題でございまして、これはすでに一部は刑事事件にもなつております。通産省としましては人事刷新をはかりましたために、御質問に御指摘がありました、通産省出身の人に首脳者をお願いいたしまして、アルコール工業の方の久保喜六氏並びに酒精産業の立花俊一氏にそれ／＼社長に就任していただきまして重役陣等を一新いたしました。再建に邁進していただくことに相なつたわけでござい

ます。その際に、法規上特殊な監督の立場に立つておるわけはございまして、会社が会社首脳部と契約いたしましたので、会社の経理あるいは帳簿等に対して、監査あるいは予算実施状況の臨時監査等のことを申し入れ、その了承を得ておるわけでございます。この内容の債権につきましては、まず経費の削減ということで、これは両社とも人件費あるいは一般経費等につきましてそれぞれ二割ないし三割の節減をはかり、かつ会社の支出につきまして嚴重な予算統制を実施させまして、あらかじめ立てました予算に基いて経費の支出を行つて、その結果を役所に報告させるという建前をとつております。この予算統制の実施の結果も大体今申しましたような程度に人件費並びに一般経費の節約をはかつておるようであり

ます。それから最後に、問題は不良債権の保全と、もう一つは国庫に對します延滞金の納入の問題であります。初めの方の不良債権の回収につきましては、いろいろ不良債権があるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、中には必ずしも正当な業務の範囲内に属しない資金の動きもあつたよう

でございますが、それらにつきましても、それ／＼相手方の実情を調べてみますと、いろいろ支払能力その他におきまして困難な問題もございまして、これに担保をつけさす、あるいは訴訟を起して回収をはかるという措置を講じたいと思つております。現に訴訟事件も一、二起しております。それから国庫に對します延滞金の納入の問題がございまして、これにつきましても、官庁の方とも連絡いたしまして結果、まず債権額を確定いたしました結果、それからそれに対する延滞利息等を含めて何年の計画で、どういふふうに入納するか、それに対する確保の方法はどうするかという問題がありまして、この方法としましては、まず国におきまして債務名義をもちまして執行力を持たせることが債権確保の上から必要と存じまして、裁判上の和解というふうなことにいたしました。先月の二十五日に両社とも國との間に裁判上の和解契約が成立したわけでござい

ます。その内容は、アルコール工業の方は実は債権額の二億四千五百万円のうち、この三月十五日に第一回支払いを千八百五十万円余いたしましたので、残金の二億二千六百九十万円余につきまして、これを昭和三十年以降三十六

年まで七箇年間に、三千六百万円ずつ分割納付せしめる。同時にこの和解契約成立前の延滞利息千九百万円並びに和解成立後の利息四百百万円について、もう一年ほど延ばしまして、三十七年の三月二十五日まで分割納付せしめるといふような契約が成立いたしましたわけでありました。また酒糟産業の方は債務額が比較的少額でございまして、五千七百五十万円でございまして、これも第一回の納付を七百五十万円で、三月十五日にいたしましたので、残金の四千九百九十九万九千九百九十九円にございまして昭和三十年から三十二年までの三箇年間に分割納付させる。なお和解成立前の延滞利息並びに和解後の利息につきまして、同じく三十二年の三月二十五日まで全額完済せしめるといふような和解契約を成立させまして、これを債務名義として国において執行力を持つて納付せしめるといふような予定になつております。御報告が遅れましたが、そういう内容におきまして、国の債権の保全並びに両会社の貸出先のといひますか、両会社が債権者たる相手方の債権債務の關係の保全に努めておられる次第であります。大体最近の傾向は、先ほど申し上げましたように第一回納付金もそれ／＼いたしましたように、予算の監査を厳重にいたしましたして、この国庫の不当な損失をできるだけ短期に補償いたしますように努力いたしておる次第でございまして、以上遅ればせながら御報告申し上げます。

○齋木委員 ただいまの官房長の報告の木材の問題で、林野庁と相談をしたというが、私は先般木材利用の小委員会で林野庁長官に聞いたのですけれど、林野庁がそんな問題は聞いたことはない、相談も受けたことはない、そんなことはもつてのほかだといふようなことをはつきり言つておる。そのいきさつはどうなつておるか。それと同時に、三十社の申込みを一日で締め切つて、そう切つたところを離れだつたに、びしやつとできるはずはない。それと同時に、三十社のうち七社は木材も自動承認制でしよう、輸入業者にしる実績なり何なりがあるのだが、あとの二十社は木材の木という字も知らない、取扱つたことがないものなんだ。それで私は林野庁長官に聞いたのです。するとそういう相談を受けたこともないし、一切聞いたことはないといふ。官房長は実際の御に當つたのじやないだらうから知らないけれども、私はちやんと調査をしていふ。だから木材の輸入業者は、神奈川県において横浜においても／＼たる問題になつてゐる。それと同時に木材は二十万石も三十万石もまだ売れずにあつて、横浜なり東京なりでひ割れしてゐるのを御存じないのですか。今度の十七万石、百七十万ドルの問題にしても、石当りにすると、日本の外貨割当で見ると三千七百円なんです。ラワン材において一石当り二千七百二十円になる。そういう高いものを——その前輸入した木材ですら今日なお水の中に浮んでひ割れでばり／＼割れてゐる。これをどうするか米材輸入に対する問題となつたと思つてゐる。その上にまだ高い、石当り円貨に直して三千七百幾らのものをやつたわけなんです。木材ということは通産委員会で総合燃料対策、治山、治水の上からも大きな課題になつて取上げられてゐる。これに關

して輸入するなというのでも何でもありませんけれども、実際の取上げ方なり、商社に外貨を割当てるなりに、何ら経験のない二十何社に割当てて、しかも三千ドルや三千五百ドルぐらい割当ててやつたところで、米材を買いつければの能力はないんです。三十社の末端を見てもらへない。三千五百五十ドルのあつたや商事とか何とかいうのがびりつこになつてゐる。一番大きな割当て一万一千何百ドルでしよう。これらは不見識もはなはだし。だから三十社の割当それ自体にわれわれは疑惑を持つてゐる。それでお願い申してゐるのであります。だからみんなやみどろになつてしまふんだ。二十社の外貨割当というものは實際なつちやあらぬ。われ／＼はこの前の木材小委員会で林野庁長官に聞いた、そういうことはわれ／＼は一切聞知いたしません。通産省の中においてやつたんでしよう、われ／＼は知らないと言つてゐる。そこに食い違いができた。両方あつちへ行つたりこつちへ行つたり、編輯安のようなことを言つて、さつぱりつかみどころがない。これは官房長を責めるのじやないですよ。それからアルコールの問題ですが、本年の三月には解決したけれども、検査庁に摘発されたのはいつですか。二十六年じやないですか。そのときにちやんとアルコール工業に対しては五箇年、酒精に対しては三箇年といつて、そのときに裁判所においてちやんとしまつてゐる。それについて今年の三月二十六日に和解の裁判ができたんで、もつてのほかである。そういう答弁は私は納得が行かない。不良貸付とか何とかいう意味じやないんですよ。

会社自体が——特に専売品ですからね。それで全国を二つの会社に分割して販売をさせてゐる。専売局の労働者などは突に働いて、単価を引下げ、能率を上げることに努力してゐる。そのかわらにおいて、指定された二つの会社においてはおられないことをやつて、何億もの負債を抱えてゐる。そして国家にこういう損害を与えてゐる。どうしてこういうことになつたんだ。さつぱりわからぬ。今の米材割当についての林野庁とあなたの方の問題と同じでわからない。この点明確にお答え願ひたい。

○岩武政府委員 米材の問題でございしますが、これは林野庁長官の名前をあげて反駁するわけではございせんが、事務の方としては林産課の係官と協議してやつております。係官の名前をあげるのもどうか存じますので省略いたしますが、ただ長官の方はあるいはそういう事実を御承知なかつたかと思ひますが、いづれにしても、通産省の方は、農林省關係の品物につきましては、どの品物でも、割当の基準、やり方、あるいは輸入の数量、時期等については單獨でやるわけはありませんで、必ず話合つてやつておりますので、本件も当時の係がちやんと出席して相談してやつたものでございまして、これは林野庁長官があるいはこまかい点を御承知なかつたかと思ひますが、申し上げておきます。いづれにしても割当の法上の権限は通産省でございまして、通産省としてその分の責任はとるべきだと思つております。それからもう一つ、三月一日だけで、そういうことでございまして、これは割当制でございまして、割当の基準等がきまらなければ、それに従つてこの金額をはじいて出すわけではございませんで、それで出して申請をするわけではございまして、これは一日で済むことに相なるかと存じます。それから木材に關係のない商社というところではございまして、ここにも割当のリストがございまして、私こまかにどの商社が木材に経験があるかないか一々判定する能力もございせんが、ただ先ほど申し上げましたように、過去において輸入の実績を持つておつて、昭和二十八年の一年間に輸入の実績を持ち、自分で入れてさばいた実績を持つてゐる商社にその比率でわけたわけではございせんが、やはり木材の経験がもしもせんが、やはり木材を扱つた経験を持つてゐるものだと思つております。木材を全然扱つたことのない商社は入つてゐないのではないかと考えております。それから木材の滞貨等のお話でございしますが、これも実は私よく存じませんが、林野庁の方にお聞き取り願つた方がいいかと存じますので、失礼させていただきます。それからアルコールの問題でございしますが、これは途中の再建計画等のお話もございまして、これは実はよく聞いてみますと、決定したものでないやうであります、いろいろ／＼な話を先ほど省略いたしました、この両会社の再建につきましては、その他税法上の問題もございまして、もう一つは銀行の歩積預金を解除するというやうな問題もございまして、いろいろ／＼複雑な前提の処理を必要といたしましたので、勢いこの計画が延び／＼になりま

して、ようやく先月正式に成立いたしました。これが延びましたことは申訳ないことと存じておりますが、これをもちまして何とか国に対する損害を完済せしめる所存でございますので、御了承願いたいと存じます。

○齋木委員 まだこの二つの問題は、私は納得が行きません。しかし一時も過ぎておりますので、この次に冒頭に質問をいたしたいと思ひます。あなたの答弁では私は納得が行かない。私どもの収集した材料と符合しない点はまだあり。今日は時間もありませんから、遠慮いたしてこの次にお伺いしたいと思ひますが、第一この会社自体が専ら糖品を取扱うのにこんなに赤字が出るのか何と云うことにはありはしない。実際だらしがないからです。腐つておるからです。アルコールづけにしておいたらこんなことはないはず。こんなつけ方をすることはなかなことにはなる。こんなデレスコンの問題でも、進駐軍との問題でも、こういうばかげたことをやるからです。これは徹底的に追究しなければならぬ。本日はこの程度に留保しておいて、この次にじっくりと時間をとつてお聞きいたしたいと思ひます。

○大西委員長 この際加藤清二委員より緊急質問の申出がありますのでこれを許します。

○加藤(清)委員 私は実は外貨の問題について、その質問の時間を与えてもらいたいという希望を、今回で九回申し出ておるのでございますが、委員会のいろいろ都合で、いつもそれができなくてまことに残念に思つております。ほんとうはきょうはこんなにおそいのですからやめたいところですが、

どうしてもきょうやらなければならぬ理由がありますから、それを最初に申し上げます。と申しますのは、今度大臣が金曜日から火曜日にかけ、関係の局長を連れて関西へ乗り込むという話です。その折に集められる相手方は大抵経済関係の方々で、そこで必ず外貨の問題が出ます。これに對して一体政府はどういうことを述べられようとするのか、大抵の見当もついております。ところが私がどうしてもきょうここで言わなければならぬことは今度の外貨の削減のおかげで、業界ではてんやわんやのところがあるのです。それに対して政府としては一体国民の意思を、あるいは業界の意思を反映させるかきせないかという点について、私は先般大臣にお尋ねいたしましたところ、十分に反映させます、こういう御答弁があつた。ところが反映させますと口で言ひながら、大わくはすでに決定されてしまつておる。受付はこの六日からするといふ話です。それができ上つたればこそ、関係局長を連れて

の今度の関西行きであるということになつたわけですね。まことにおかしい話です。私はこの間に九回も、ぜひ国民の意思をここで反映させろといふことを申ししたにもかかわらず、いまだにそれが行われていない。突にふかしききまゐることです。そこで今度の外貨の削減の問題、デフレの政策、金融引締めという一連の政府の政策が、国民の協力なくしてできるというならそれはけつこうな話です。この点を次官に承りたいのでございますけれども、かつてのデフレの政策にしても、外貨の削減にしても、いついかなる場合でもありますが、ほとんど三井なり三菱なり、ときにはGHQのバック・アップがあつてこそその目的が達成されておる。ところが今度はそのうまいものがなくなつて、いくら吉田さんが耐乏生活を国会で叫んでみたところで、それは銀座通りまで響いて行きません。ましてや関西の業界には響きません。そこでほんとうに実行に移す気であるならば、国民の協力にまたなければその施策は行われぬと私は思つておるのでありますが、はたして私の考え方は間違ひでございましょうか。国民の意思を何も反映せぬで、政府のきめた通りに実行して行けばいいのだ、それで車はまわつて行くのだ、中小企業はぶつ倒れてもいいのだ、外貨を削減されたおかげで、紡績の新紡、新々紡はとまつてしまつてもいいのだ、こういう考え方であれば、これは何をか言わんやでありませう。耐乏生活だとか、外貨削減だとか、輸出振興だとか、デフレ政策だとかいふことは、これは日本経済の至上命令でございまして、これに反對するわけではない。それを具体的に実行に移して行くのに、先ほどのお話の通り、組織のわからぬ検査官が組織を調査しておると同じようなケースが、経済の上にも間々あるのです。だからこれについては国民の意思をよく反映させて——それをとらぬは政府の自由でございまして、いづれにしても国民の意思を反映させるくらいは心の余裕は持つていただいてもいいのじやなからうかと思つて申し上げたわけでありませう。

○古池政府委員 申し上げるまでもなく、政府の政策の遂行にあたりましては、これは国民とともにやつて行かなければ、とうていの満足のできないこととは申し上げるまでもないと思ひます。従つて国民諸君の御意見も十分聞き、また御協力を願つて国家の復興のために政府はあくまでも尽力して参りたいと思ひます。

○加藤(清)委員 時間もないうちです。から、いすれゆつくりお尋ねするとして、本日はその要点をいづつまで申し上げます。大体砂糖とか綿とか毛といふものの外貨の割当基準は設備台数によつて行われると思つております。設備台数に基準を置くゆゑんのものに、原料では消費ができない、あるいは輸出ができない、加工するがゆゑだところ見えております。しかしながら砂糖におきましては、実に奇妙なもので、なことが行われておるのです。日本一大きいところの横井さんの名古屋精糖、こは設備が日本一大きい。その原因はまた他日に譲るといたしまして、これが外貨を受けて輸入された砂糖の元が、実は業界の方では御承知の通り名古屋では駄菓子屋の生産がこれまた日本一たくさん行われておるわけですね。そこで使うのは何も三盆白でなければならぬことはない。むしろ三盆白でない方がよろしい。そこで需要があればこそ供給が行われるというわけ、精製されずに出て行くという実績がある。それが必ずしも名古屋精糖から出たとは言ひませんが、いづれにしてもそういうことが精製すべきという理由によつて貴重な外貨が割当てられ、それによつて輸入されたものが精製されずに使われているというケースがある。ところがこれが加工業者、つまり第二次加工業者が買入れるときの値段が輸入の方からの換算でなくして、三盆白の加工したものの方からの

換算によつて売買が行われている。従つてこの業界からは、おれらもそのまゝ使つていいやから、ぜひ外貨の割当がもらいたいという希望がじやん／＼行われておるようでございます。これは大臣の手元にも出ておると思ひます。あえてことしもまた設備に割当を行われているようでございますが、政府としては、これに對してどう対処なさうとするのでございましょうか。

○古池政府委員 大体原料として輸入する場合の基準は、原則としては設備によつてやるということは大抵お話を通りでございます。それから砂糖の問題につきましては、なるほどわれわれ外貨の割当の事務は行ひますけれども、それによつて輸入された砂糖がどういふふうな流れをたどるかという問題につきましましては、御承知のように農林省が監督官庁でありまして、農林省においてしかるべく監督されるものと考へます。なお砂糖の輸入につきましては、われ／＼は十分農林省と打合せまして相談の上でやつておるような次第であります。

○加藤(清)委員 この問題につきましましては、問題が多く残つております。おそらく政治問題になるであらうことは、地元議員も御存じのはずであります。そこで私は時間がないので先を急ぎまして、次に方向をかねて綿と毛の割当についてお尋ねしたいと思ひます。原毛で見ますと、二十八年年度には七十三万俵、ところがことしは六十一万俵に減つておるようでございます。これも外貨削減のおかげならやむを得ぬこととございまして、その減つたことを云々するわけではございませ

ん。問題はそ政府の施策のおかげで

第一類第十一号 通商産業委員会議録第三十二号 昭和二十九年四月七日

増鍾々々ということが行われたはずでございませう。二十七年三月におきましては百五万鍾でございましたものが、ただいまでは二百三十万鍾余でございませう。需要がふえて供給が減つた場合に業界にどういふ混乱が起るかということは、私よりも政府当局の方がよく御存じのはずでございませう。その削減された理由について、手持ちがあるからよいというお言葉がございましたが、手持ちのあるのは日毛とか東洋紡とか日紡というような毛の六大紡でなるほど半年分以上、ひどいのは一年半分以上も買いだめをしておる。つまり買いだめをしておるといふのは、去年の外貨が多過ぎたということなんです。ところが新紡、新々紡に至りますと、外貨の割当が少ないので、手持ちはおろか、もう操業を停止しなければならぬ。操業を短縮しただけで足りない、短縮々々で自關してやりながらなお足りないの、やむなく化繊を水増しして操業する。それもできないから、今度は操業を停止しなければならぬ。操業を停止すれば、ここで働いているところの労働者はどうなるかは自明の理であります。こういう業界の経営の問題から、労働問題から、社会問題が起きようとしておりますが、さりとて私は六十一万俵をもう一度元のやうに八十万俵にふやさないといふ言ひませぬ。ここに何らかのバランスをとつて、大紡も中小紡も新紡も新々紡も、同じやうに外貨割当の削減という味を味わう方法は考究されているものかいないものか。もしそれが考究されていないといふことに相なりますと、これは政府の怠慢といふことを言われたいやむを得ないと存じます。

それともう一つはそこから生じて来る問題でありますが、去年七十三万俵入つておりまして、なお操業は六〇%でございましたが、今度はこの削減によりまして操業度は五〇%以下に下らなければならぬだろうと思ひます。この際どうしても申し上げておかなければならぬことがある。それはほかでもございせんが、錘の設備に政府が外貨を割當てるおかげ、しかも十一月末をもつてその認可はしないという指令があつたおかげ、時期を失したおかげで、増錘々々といつて二百三十五万錘になつた。ところが中に毛紡や麻紡からわざと切りかえた形跡が多分にある。形跡ではない。私はその数まで知つておる。これが大隈で新しく仕入れて買つた、あるいは豊和で新しく仕入れて買つたというなら話はわかる。ところがそうではない。どうせろくな糸もひけない麻紡や絹紡がかわつて外貨を受けたい。つまり幽霊人口をつくつたわけだ。こういうものについても大紡なるがゆえにあえて外貨を割當てなさろうとするならば、これは業界の混乱を一層倍加する原因になると思ひますが、こういう問題について、どのような手だてを施した上で外貨削減を行ひになつたか。おそらく大臣が関西に下られて行けば、商工会議所では、その点について第一の質問が發せられて、大臣が矢面に立たなければならぬわけです。一体どのような手だてが施されておりますか。

○古池政府委員 二十九年度の外貨が非常に逼迫いたしましたために、あらゆる面において輸入を抑制して行かなければならぬという事態に立ち至りましたことは、ただいま御了承願つた通

りであります。大わくとしたしましてかような原材料が昨年度に比べて減つたのであります。そのわく内でこれをいかに配分し、割当をするかということ、今は、今事務当局においていろいろ検討を加えつつあるところであります。そこで私もいたしましては、ただいま御指摘のように、この少い材料を配分する上においては、できる限りこれによつて受ける不利益を業界に公平に分担してもらふという方針で行くことが今最も必要ではないか、そういう線に沿つて事務的な作業を進めてもらいたい、かように考えておるわけであります。ただいま御指摘になつた具体的な問題につきましては、そういうわけでありますから、私現在どうなるかということについて申し上げる段階でもありませんし、詳細はまだ私自身としても知つておらぬようなわけであります。

○加藤(清)委員　もうあと二点で終ります。そこで、こういうやさきに外貨が削減されるということは、私は賛成なんです。ところが、政府もあげて耐乏生活を実行に移そうとしておるやさきに、実にわからぬことが一つある。それは日英貿易協定によりましていろいろなことが行われたわけですが、日英会談の目的というものは、私は日本の輸出振興にあるとこう心得ておりますが、逆でございませうか。それで実にかかしぎきままることには、これはど外貨が足りない／＼というときに、二百万ポンドの毛製品輸入ということが約束されて来ておる。英国の毛製品はぜいたく品でございます。なるほど値段は日本のものよりも安いけれども、日本に持つて来ればこれははね上つて来

る。この理由は、イギリスのほこ先を緩和させて、まあ／＼そうおつしやるな、あなたの方も買つてあげましよ、そのかわり私の方もあなたの輸出市場と競争しなければならぬのだから、われ／＼の荷物が出て行つたときもまあ／＼これを大目に見てくださ、い、こういう下心があつての話ならば、私はこれはやむを得ぬ。いくら社会党であつても、事経済を口にする者なら当然の原理ですから、これはやむを得ぬということ、牛場通商局長にもそこまで賛成だ。しかしそこから上つ

て来るその利益というものは、当然国内において圧迫された毛製品の輸出振興に向けられるべきであると考えるのは、私のみならず業界のひとつと考えているところであり、そういうケースは同じ通産省においても他のケースである。バナナのようなものは、これは肥料の出血にまわされてもいいでありましょう。同じものが足りないということならこれは別でございますけれども、需要と供給のバランスがとれないということなら別でございますが、しかしで過ぎる。そのものにかけて加えて、犠牲を背負つて輸入したその利益はよそへ持つて行かれちゃつた。話に聞くとJETROとか何とかに持つて行つちやう、またその上に持つて行くという話でありますが、一体こうなりますと毛織業界は踏んだりけつたりなんです。今日の政府のおかげで踏んだりけつたりなんです。しかも外貨割当の面において大紡の方は大へんかわいがられておる。しかし中小紡から機場の方は原料高の製品安で苦しい。ところが輸出に向けられるのは御承知の通り大紡の製品じやございません。機

場、中小紡でつくるところの柄物が多い。高級なものが多い。これが内地で押えられておる。輸入のおかげで押えられる。だから当然これの輸出のためにこの利益が使われたつて、なお政府が大紡へ援助の手を延べているその延べ方と比べたならば、これは九牛の一毛なんだ。にもかかわらずあえてそれをよそへ持つて行こうという原案が着着進んでおるようでございますが、陽氣のかげんでちよつと頭が狂つたんじやございませんか、その点をお尋ねするわけでございます。

○古池政府委員　日英金議は、わが国の輸出を振興し、特にイギリスとの間におきまして円満なる協定を遂げまして、わが国の市場を拡張して参りたて、わが国に輸入するの如き、これはただいまお話にありましたように、やはり一つ一つの商売でありますから、ギヴ・ア・ブ・テークの原則で、こつちがある主張を遁そうと思へば向うの主張も入れなければならぬ。今の日本としてははなから輸入すべきものではないけれども、そういう関係からある程度の輸入をせざるを得ないわけでございます。これはよくお認めいただけるのでございまして、そこでこれ願つたわけでございます。そこでこれによつてわが国の業者が得るであらうという利益はどういうふうに使つか、こういう問題であります。これはなかなか重要な問題でありますので、今事務当局が盛んに検討をしておるところであります。お話のようなふうな、きまつたということはないのであります。

これも輸出振興という目的の上に役立たせるように使つて行くことが大いに必要であると思ひますが、ただいまのお話も十分に考慮に入れますして、今後の研究を進めて参りたいと思つております。

○加藤(清)委員 この問題につきましては、次官さんはようおわかりになると思ひます、その道に育つたお方ですから……ところが中には、国際法はよく知つておられるけれども、通商貿易のことは一向わからぬという人がなきにしもあらず。そこで今度は私はこれを図解説明いたして——もう図を書いてつくつておきます。いずれ時間が許されたときに持つて来て、そうして皆さんによくわかつていただきたいと思います。ですが、これは毛工、毛商が死ぬか生きるかの境目でございまして、ただ机上において、イギリスからちよいとこういうことを言われたから、その手前、あるいはOSS、SPSの関係が何か知らぬけれども、そのなれの果てにちよいと言われたぐらいのことでは腰が折れて、日本の毛工や毛商をつぶす。現在金融の引締めその他の関係で、さなきだに自動車操業をやつておる機場、それから倒産続出の商社が、自分の仕事を削られて——事実もう削られるのだから、内地の金にしたら二十億圓削られるのだから。そしていて得た金をよそへ持つて行かれちゃうのだから、これはもうさるかに合戦ではなくて、饗の河原の石積みも命の縮く限りやうでしようけれども、これは九月ごろになつたらばたゞいられるだろうという

方が響いて行くだけで、もう心理的作用によつていかれるということは、これはもう次官さんなら経験者ですからようおわかりでございましょう。そこでこれはひとつ慎重に研究して、ほんとうに日本の輸出振興に貢献できるように、日英会談の目的をほんとうに実現できるような施策をこの際考へていただきたい、こう思うわけでござい

ます。次に今度は通の場合を例にとつてみます。同じ削減する——と言つても、内地の生産と内地の需要とのバランスのとれないものを、つまり需要がふんだんにあるにかかわらず、その供給面だけを削減すれば、これは当然その需要を満たすために、表以外の裏街道が繁昌するというのは、これは理の当然でござい

ます。一例をあげると時計でござい

ます。時計は、通産省の調べによりますと、年々歳々大体三十万個不足でござい

ます。ところがこれに對する外貨の割当は、どのように相なつておるか知りませ

んけれども、外貨が去年までは、少なかつたおかげで、日本の政府が与えてい

る外貨の六、七倍のやみの時計が入つておるのであります。ウオッチだけで

ござい

ます。さればこそ羽田の飛行場や港が繁昌して、さつき言つた検査官

以外の保税倉庫の役人さんたちが、てんやわんやしなければならぬという問題まで

できて、そののみならずピストル事件まで起る、こういうことでここに社会

悪を流しておる。この実例は、次官が銀座通りをお歩きになればすぐおわかり

になると思ひます。なぜならば、あなた方が許可なさつた以外の銘柄の時計

が、ショーウィンドーにでんとたくさん並んでおる。これは一体何を物語るか。こういう削減したおかげでやみを助長し、社会悪を増大させるようなものについては、同じ削減するのでも、削減する道がもつとほかにもあると思ひますので、この点は慎重に、その施策から生じて来る結果をも考慮に入れられて、そろばんをはじいていただかなければならぬじやないか、こう思うのでござい

ます。以上ほんの二、三に例をとりました

が、私はこれ以上大きい問題は綿の割当だと思ひます。これについては、もうきようは時間がございせんから、

いずれ委員長の許可を得まして、詳細な図解説明から何から持つて臨みたいと思ひわけでござい

ます。以上。

○大西委員長 本日はこの程度で散会いたします。なお次会は明後九日午前

十時より開会いたします。

午後一時四十三分散会

〔参照〕

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案(内閣提出) に関する報告書

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件(内閣提出) に関する報告書

(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十九年四月十三日印刷

昭和二十九年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局